

郡山市空家バンク活用支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、居住環境の整備改善を図るため、空家バンクを活用し空家の残置物処分又は空家の相続手続（以下「補助対象事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家バンク 市と空家等対策計画に基づく協定を締結している特定非営利活動法人こおりやま空家バンク及びその会員となっている関係団体をいう。
- (2) 登録空家 空家バンクを介して売買、賃貸、解体等の処分を行うため、空家バンクの取扱物件として登録された空家をいう。
- (3) 残置物 空家に使用されずに放置された電化製品、家具、寝具、神仏具その他の家財道具及び生活雑貨をいう（居住部分に供されていたものに限る。）。

(補助金の交付の対象空家)

第3条 補助金の交付の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空家バンクにおいて売買、賃貸、解体等の処分に係る契約を締結した登録空家であること。
- (2) 過去に本補助金の交付を受けていないこと（申請する補助対象経費が異なる場合を除く。）。

(補助金の交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空家を所有し、登記事項証明書に所有者として登録されている者（補助対象空家が未登記の場合は固定資産の登録証明書の納税義務者）である個人又はその相続人（相続人が複数人の場合は、権利関係が明確になっている場合に限る。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団員等に該当していると認められる者
- (2) 市税等（個人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がある者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が不適当と認める者

(補助金の交付の対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第2号様式）とし、同条第3号に規定するその他市長が必要と認め

て指示する書類は、別表第2のとおりとする。

（軽微な変更の範囲）

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の10分の2に相当する金額以内の変更
 - (2) 事業計画の細部の変更であって、交付を決定した補助金額の増額を伴わない変更
- （交付の条件）

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助対象事業が完了した後の空家を、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
- (3) 補助金に係る帳簿、証拠書類等を整備し、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は補助対象事業の完了の日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書（第5号様式）とし、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、別表第3のとおりとする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により補助対象者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合には、当該通知を省略することができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月31日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費	補助対象経費の細目	補助金の額
残置物処分に係る経費	一般廃棄物収集運搬業者に依頼する残置物の処分に係る委託料（市長が不適当と認める経費を除く。）	補助対象経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の1/2以内の額で、1棟当たり10万円を限度額とする。

相続手続に係る経費	相続登記手続に係る委託料（市長が不適当と認める経費を除く。）	補助対象経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の1/2以内の額で、1棟当たり5万円を限度額とする。
-----------	--------------------------------	--

別表第2（第6条関係）

補助対象経費	添付書類
残置物処分に係る経費	(1) 残置物処分を行う空家の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産の登録証明書） (2) 残置物の処分に係る委託料の見積書の写し（単価、単位等の細目が詳細に記載されたもの） (3) 空家内に存する処分予定の残置物の現況写真 (4) 誓約書兼同意書（第3号様式） (5) 当該空家が共有である場合は申請者以外の共有者全員、相続人の代表者が申請する場合は他の相続人全員の、補助対象空家の権利に係る同意書（第4号様式） (6) 空家バンクに登録済みであることを証明できる書類の写し (7) 空家バンクにおいて売買、賃貸、解体等の契約を締結したことが確認できる書類の写し (8) その他市長が必要と認める書類
相続手続に係る経費	(1) 相続手続を行う空家の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産の登録証明書） (2) 相続人全員の権利関係が明確になっていることが確認できる書類（戸籍謄本、遺産分割協議書等の写し） (3) 相続手続に係る委託料の見積書の写し（単価、単位等の細目が詳細に記載されたもの） (4) 誓約書兼同意書 (5) 空家バンクに登録済みであることを証明できる書類の写し (6) 空家バンクにおいて売買、賃貸、解体等の契約を締結したことが確認できる書類の写し (7) その他市長が必要と認める書類

別表第3（第9条関係）

補助対象経費	添付書類
残置物処分に係る経費	(1) 補助対象事業に係る委託契約書等の写し (2) 補助対象事業に係る実施状況の写真（着手前、作業中及び作業完了後） (3) 補助対象経費の支出の内容が確認できる書類の写し (4) 補助金振込先口座確認書（第6号様式） (5) 預金通帳の写し等補助金の振込先口座を確認できる書類

	(6) その他市長が必要と認める書類
相続手続に係る経費	(1) 補助対象経費に係る委託契約書等の写し (2) 相続登記完了後（相続人が複数人の場合は、相続人全員の相続登記完了後）の空家の登記事項証明書 (3) 補助対象経費の支出の内容が確認できる書類の写し (4) 補助金振込先口座確認書 (5) 預金通帳の写し等補助金の振込先口座を確認できる書類 (6) その他市長が必要と認める書類